

平成 2 8 年第 2 回

相楽郡広域事務組合議会定例会会議録

(平成 2 8 年 1 1 月 2 1 日)

平成28年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会会議録

○招集年月日 平成28年11月21日（月）

○告示年月日 平成28年11月14日（月）

○招集の場所 相楽会館 会議室

○開 会 平成28年11月21日（月） 午後1時55分

○閉 会 平成28年11月21日（月） 午後3時55分

○出席議員（14名）

1番	西山幸千子	2番	尾崎輝雄
3番	炭本範子	4番	西岡政治
5番	大倉博	6番	小西啓
7番	宮崎睦子	8番	森田喜久
9番	吉岡克弘	10番	畑武志
11番	杉浦正省	12番	廣尾正男
13番	倉克伊	14番	杉岡義信

○会議録署名議員

7番	宮崎睦子	8番	森田喜久
----	------	----	------

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名

代表理事（精華町長）	木村要	理事（木津川市長）	河井規子
理事（笠置町長）	西村典夫	理事（和束町長）	堀忠雄
理事（南山城村長）	手仲圓容		
会計管理者（精華町会計管理者）	俵谷浩二		

○事務局職員出席者

事務局長	福田全克	主幹	國子慶順
主査	南山新治		

○議 事 日 程

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 議長の選挙
- 第 3 議席の指定
- 第 4 相楽郡広域事務組合議会運営委員会委員の選任について
- 第 5 会議録署名議員の指名
- 第 6 会期の決定
- 第 7 認定第 1 号 平成 27 年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算
認定について
認定第 2 号 平成 27 年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会
計歳入歳出決算認定について
- 第 8 議案第 9 号 相楽郡広域事務組合特別職の職員で非常勤のものの報酬
及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につい
て
- 第 9 議案第 10 号 相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改
正する条例について
- 第 10 議案第 11 号 平成 28 年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第
1 号）について

平成２８年第２回相楽郡広域事務組合議会定例会

平成２８年１１月２１日（月）

相楽会館 会議室

（午後１時５５分 開会）

○副議長 定刻より早いですが、全員そろっておりますので、会議を行いたいと思います。

副議長の倉でございます。

開会に先立ち、南山城村議会におかれましては、３月２７日に、また、笠置町議会におかれましては、１０月２３日に一般選挙が行われ、本組合議会議員が新たに選任されましたことによりまして、本組合議会議長でありました笠置町議会の杉岡義信議員が、本組合議会議長でありましたので、ただいまのところ議長が不在であります。よって、新たに議長が選任されるまでの間は、地方自治法第１０６条の規定により、副議長が議長の職務を行いますので、よろしくお願い申し上げます。

ここで新たに本組合議会議員に選任されました方々を御紹介いたします。

自席で自己紹介をよろしくお願いいたします。

笠置町議会議員、杉岡義信さんであります。

○杉岡議員 笠置町の杉岡義信でございます。よろしくお願いします。

（拍手）

○副議長 同じく、大倉博さんです。

○大倉議員 同じく、笠置町の大倉です。よろしくお願いします。

（拍手）

○副議長 続いて、南山城村議会議員、廣尾正男さんです。

○廣尾議員 廣尾です。どうぞよろしくお願いします。

（拍手）

○副議長 同じく、吉岡克弘さんです。

○吉岡議員 吉岡克弘です。よろしくお願いします。

（拍手）

○副議長 新たに選任をされました議員の皆様方、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、平成２８年第２回相楽郡広域事務組合議会定例会を開会いたします。

本定例会に傍聴を希望する者がある場合は、傍聴席数の範囲で許可することといたします。

また、広報用として、写真撮影を許可していますので、御了承をお願いいたします。

平成28年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

11月も半ばを過ぎ、朝夕の冷え込みも一段と厳しくなってきました。議員の皆様方には12月議会を控え、公私極めて御多用のところ御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、日ごろから議会運営に御理解、御協力をいただき、高席からではございますが、重ねてお礼を申し上げます。

さて、本日提案されています議案は、平成27年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてなど、計5件でございます。いずれも重要な案件でございます。慎重な審議の上、適切な結論が得られますようお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

それでは、代表理事から挨拶を受けます。

木村代表理事。

○木村代表理事 議員の皆様、こんにちは。代表理事を仰せつかっております精華町長の木村でございます。開会に当たりまして御挨拶をさせていただきたいと思っております。

本日は、平成28年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私とも極めて御多用の中、御出席賜り誠にありがとうございます。平素は当組合の運営に何かと御理解と御協力を賜っておりますことに対しまして、改めて厚くお礼を申し上げます。

初めに、当組合の会計事務につきましては、組合同規約第9条の規定に基づきまして、代表理事であります精華町の会計管理者としております俵谷会計管理者にこの相楽郡広域事務組合の会計管理者として、仕事を受けていただいております。ここに紹介いたします。

○俵谷会計管理者 俵谷です。よろしくお願いいたします。

○木村代表理事 さて、早いもので、平成28年も残すところ1カ月余りとなりました。地方自治体を取り巻く状況は、少子・高齢化、情報化等の社会経済状況の著しい変化などによりまして、依然として厳しい財政状況にございます。

我が国の景気は、企業の生産活動は持ち直す一方、家計部門は弱い動きとなっているとの景気分析がなされております。国における平成29年度概算要求は、97兆円を超える要求額であり、「経済財政運営と改革の基本方針2016」を踏まえ、引き続きまして、「経済・財政再生計画」の枠組みのもと、手を緩めることなく、本格的な歳出改革に取り組むとの基本的な方針が示されております。

現在、各市町村におかれましても、平成29年度予算編成に向けての取り組みがなさ

れておりますが、本組合におきましても、情報収集と内容把握に努めまして、最少の経費で最大の効果が得られるよう、予算編成に取り組んでまいりたいと考えております。

一方、相楽圏域が抱えます広域的な課題をいかに解決していくのか、このことも非常に重要な問題でございます。今後、引き続きまして、各市町村が連携、協力しながら進めてまいりたいと考えておるところでございますので、議員の皆様方におかれましても、御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、ここで平成28年度におきます本組合の主な取り組みにつきまして、5点報告を申し上げます。平成28年度におきましては、一般会計では、3億6,500万円、特別会計では、2,460万円の予算、各種の事業を進めております。

その1点目でございますが、一般会計では、本組合のメイン事業でありますし尿処理業務であります。平成28年度上半期の搬入量は、し尿は前年比で10.9%、浄化槽汚泥は1.9%とそれぞれ減少しており、全体では5.9%の減少となっております。今後も下水道の普及に伴いまして、減少していくことが予想されております。

大谷処理場運転維持管理業務につきましては、平成17年度より「下水道の整備等に伴います一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」、いわゆる「合特法」の趣旨を踏まえまして措置として、し尿・浄化槽汚泥収集運搬業者で構成されます「京都南部環境事業協同組合」に委託して、業務を遂行してもらっているところでございます。

放流水質につきましては、法令の基準を満たしております。安定した運転がなされているとともに、本年度計画にいたしました修繕工事も全て完了いたしております。

また、平成26年度に策定しました施設整備構想の実現に向けまして、平成27年度には、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、本地域の生活排水処理事業における課題を抽出し、その上で適正な生活排水対策を推進するために必要となる基本方針、指標、いわゆる評価項目、それと、施策内容などを検討し、今後15年間を目標とした生活排水処理基本計画を策定し、今後の大谷処理場施設整備の処理規模を設定したところであります。

本年度、平成22年3月改定のこれは平成27年3月改訂でございますけれども、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き」、いわゆるし尿処理施設・汚泥再生処理センターということであります。それに基づきまして、ライフサイクルコストの縮減、財政負担の平準化等を図ることを目的とする大谷処理場長寿命化総合計画を策定すべく、現在取りまとめをしているところでございますので、計画案ができた段階で、議会への報告をさせていただく予定といたしております。

2点目は、相楽消費生活センターについてでございます。センターでは、消費生活相談員によります相談業務を初め、啓発講座の開講や積極的な消費生活出前講座の実施等

によりまして、消費者被害の未然防止、自立する消費者の育成に努めているところでございます。平成28年度上半期の相談件数は291件で、1日平均で2.4件、前年度比で12件、4.0%の減少となりました。相談内容はほぼ全国的な相談内容と同じ傾向であります。一番多い相談は、スマートフォンの架空請求やワンクリック請求関係で66件。続いて、中古車に関するトラブルなどの自動車関係で15件、3番目は、弁護士に関するトラブル、廃品回収サービスといった役務サービス関係で13件となっております。

次に、消費者教育及び啓発事業として、消費生活講座を9月から10月にかけて4回開催し、延べ102人の参加があり、消費生活出前講座を老人クラブや自治会、地域のサロンなどに御利用いただき、本年度3月までに11回、215人を対象に実施する予定といたしております。

また、消費生活センター事業の大部分は、京都府消費者行政活性化事業費補助金を活用しておりますが、7月26日に711万6,000円の交付決定を受け、実施いたしております。

3点目は、相楽休日応急診療所の運営についてでございます。平成28年度上半期の受診者数は284名で、1日平均で8.4人、前年度比で27件、8.7%の減少となっております。

4点目は、相楽会館の状況であります。御承知のとおり、貸室は大ホールのみで、上半期の実績は9件、864人の利用でございます。前年度比で9件、990人の減少となっております。なお、現在、市町村企画担当課長で構成されます広域圏幹事会におきまして、相楽会館の今後のあり方につきまして、検討をさせているところでございます。

5点目でございますが、特別会計のふるさと市町村圏振興事業では、ホームページにより本組合が保有しております情報の発信をしております。なお、ふるさと市町村圏振興事業基金、7億円につきましては、現在、京都銀行木津支店の定期預金に預け入れをしておりますが、平成29年3月30日で5年定期の満期を迎えることから、基金のあり方や今後のふるさと市町村圏振興事業のあり方につきまして、広域圏幹事会で検討させているところでございます。

さて、今定例会に提案申し上げます議案は、平成27年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についてなど5件でございます。

十分、御審議をいただき、原案のとおりそれぞれ認定、可決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

終わります。

○副議長 ありがとうございました。

それでは、議事日程の報告を申し上げます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に

配付したとおりであります。

日程第１、仮議席の指定を行います。新たに本組合議会議員に選任されました議員の仮議席を指定します。

仮議席として、ただいま御着席の議席を指定いたします。

日程第２、議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第１１８条第１項に基づく投票による選挙、また、同条第２項の規定による指名推選の２つの方法がありますが、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、副議長が指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長 異議なしと認めます。

よって、副議長が指名することに決定しました。

議長に杉岡義信議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま、副議長において指名しました杉岡義信議員を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま副議長が指名しました杉岡義信議員が議長に当選されました。

会議規則第３３条第２項の規定により、当選の告知をいたします。

それでは、議長の当選承諾と挨拶をお願いいたします。

○議長 ただいま組合議会議員の御推挙によりまして、引き続き相楽郡広域事務組合議会議長の大役を仰せつかりました笠置町議会の杉岡義信でございます。言うまでもなく、私たち地方自治体を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。相楽地域の市町村がさらに連携を深めていくことが必要ではないかと考えているところであります。皆様の御協力を得まして、この職務を全うしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

(拍手)

○副議長 これにて、私の職務を終了し、議長と交代いたします。

皆様の御協力、ありがとうございました。

それでは、杉岡議長、議長席にお着きください。

○議長 それでは、会議を続けます。

日程第3、議席の指定を行います。

本組會議員に新たに選任されました議員の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

5番、大倉議員、9番、吉岡議員、12番、廣尾議員、14番、杉岡議員と指定します。

日程第4、相楽郡広域事務組會議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

議会運営委員会の委員の選任については、相楽郡広域事務組會議会委員会条例第1条第2項の規定により、委員の定数は5人とし、各市町村により1人をもって組織することになっております。

現在、木津川市議会の尾崎議員、和束町議会の畑議員、精華町議会の杉浦議員、南山城村議会の廣尾議員が議会運営委員会委員でありますことから、笠置町議会からの議会運営委員会委員を選任するものでございます。議会運営委員会委員の選任については、議長において指名することにしたと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

議会運営委員会委員に笠置町議会の大倉博議員を指名いたします。

以上のとおり指名したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、大倉博議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

次に、委員会条例第6条の規定により、議会運営委員会を開催していただき、委員長との互選をお願いいたします。

委員会は、1階の会議室で行ってください。

それでは、暫時休憩いたします。

移動をお願いします。

(暫時休憩、名簿配付)

○議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員会での委員長の互選の結果を報告します。

別紙名簿にあるとおり、委員長に大倉博議員が選任されました。

日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第128条の規定により、議長において指名します。

7番議員、宮崎睦子議員、8番議員、森田喜久議員を指名します。

日程第6、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る11月4日開催の議会運営委員会において、本日1日間とすることで決定されておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日間に決定しました。

日程第7、認定第1号、平成27年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について及び認定第2号、平成27年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定について一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事、どうぞ。

○木村代表理事 それでは、認定第1号、平成27年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について及び認定第2号、平成27年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定についてを一括して提案させていただきます。

認定第1号、平成27年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、平成27年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、別添のとおり監査委員の意見書を添付して、議会の認定を求めます。平成28年11月21日提出、代表理事。

提案理由でございます。

平成27年度一般会計決算の結果は、歳入総額は3億8,470万669円となり、その中で主な財源としては、構成市町村の分担金及び負担金が総額の93.2%を占めており、平成26年度比で18.3%の減となりましたが、その要因は、大谷処理場起債償還にかかる処理場更新公債費分の分担金の一部償還終了に伴いまして減少したものでございます。

また、使用料及び手数料は、全体の4.7%を占めており、平成26年度比で2.9%の増となりましたが、手数料改定及び浄化槽汚泥搬入量の増加などでございます。

次に、府支出金は、全体の1.8%を占めており、平成26年度比で7.2%の増となりましたが、相談員の活動経費分等の増加に伴うものでございます。

一方、歳出総額は3億8,234万7,309円となり、中でも衛生費のうち清掃費で79.0%を占め、平成26年度比で5.6%の増となりましたが、その要因は、大

谷処理場運転維持管理委託料の増や、し尿収集運搬業務委託料の改定に伴います増などでございます。

また、商工費は、全体の２．２％を占めており、平成２６年度比で１１．５％の増となりましたが、先の歳入の府支出金において説明いたしました内容と同じ理由によるものでございます。

次に、公債費は、全体の６．８％を占め、清掃費と公債費と合わせて、歳出総額の８５．８％を占めております。平成２６年度比で７９．８％の減となりましたが、大谷処理場起債償還のうち、平成１１年度借り入れ分の償還が終了したことによるものでございます。歳出予算額に対する執行率は９９．３％になります。

したがいまして、歳入歳出差し引き額は、２３５万３，３６０円となり、同額が実質収支額となっております。

続きまして、認定第２号の提案説明をさせていただきます。

認定第２号、平成２７年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定について、平成２年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第２３３条第３項の規定により、議会の認定を求めるものでございます。平成２８年１１月２１日提出、代表理事。

平成２７年度の特別会計決算の結果は、歳入総額で１，８６０万７，４５６円となり、その中で主な財源としましては、財産収入は全体の１２．７％を占めております。

次に、休日応急診療所収入は、全体の７８．４％を占め、平成２６年度比で６．４％の減となり、その要因は、受診者数の減少によります診療報酬収入が減少したものでございます。

次に、繰越金は、全体の８．９％を占めております。一方、歳出の総額は１，６７６万３，８２２円となり、振興費で全体の１３．２％を占め、平成２６年度比で５９．９％の増となり、ふるさと市町村圏振興事業基金運用益から事業に充当した残額を今後に備えまして、基金積み立てした積立金の増によるものでございます。

次に、休日応急診療所費で８５．９％を占め、平成２６年度比で１０．６％の減となり、受診者数の減少に伴います医薬材料費の減少が主な要因でございます。

歳出予算額に対する執行率は、９３．６％となりました。

したがいまして、歳入歳出差引額は、１８４万３，６３４円となり、同額が実質収支額となっております。

以上、平成２７年度一般会計及び特別会計決算の概要を申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明させますので、この後、御審議の上、原案のとおり認定賜りますようお願い申し上げます。

終わります。

○議長 提案理由の説明がありました。補足説明を求めます。

事務局長。

○福田事務局長 事務局長の福田でございます。

それでは、認定第1号、平成27年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号、平成27年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定についての2件につきまして、あわせて補足説明を申し上げます。

説明につきましては、決算書本体とは別にお配りしております「平成27年度決算に係る主要な施策の成果の説明書」によりまして進めてまいりますので、説明書の1ページをお開き願います。

1ページでは、決算の総括といたしまして、一般会計と特別会計の決算概況を第1表、決算総括の状況といたしまして記載してございます。その中で、決算総額の前年度との比較につきましては、1ページ最下段の段落にございますとおり、一般会計の歳入が17.2%の減少、歳出が17.6%の減少となっております。大谷処理場建設の起債償還が一部前年度で終了したことが要因となっております。

2ページに移っていただきまして、特別会計におきましては、歳入が7.5%の減少、歳出が9.2%の減少となっております。相楽休日応急診療所におきます年末から年度末にかけての疾病動向に伴います患者数の減少、具体的には昨年度に比べましてインフルエンザの受診者数が少なかったことが主な要因でございます。

続きまして、2ページ中ほどからの一般会計の概要につきまして、説明申し上げます。

まず、歳入の概要でございますが、第2表、一般会計歳入決算の状況といたしまして、歳入科目の款ごとに前年度との比較を含めまして、内訳を記載しております。その状況は、2ページの下段からの説明文にございますとおり、主要なものは、構成比順に分担金及び負担金、使用料及び手数料、府支出金となっております。

前年度との比較におきます要因でございますが、まず、分担金及び負担金のうち、分担金ですが、大谷処理場起債償還にかかります処理場更新公債費分担金が、一部償還完了に伴いまして、前年度より大きく減少したものでございます。

これに加えまして、し尿の収集運搬にかかる負担金では、平成27年10月からの手数料改定によります増加はあったものの、し尿処理収集量の減少に伴いまして減少しましたことから、分担金及び負担金全体で前年度より18.3%の減少となったものでございます。

3ページに移っていただきまして、次に、使用料及び手数料につきましては、手数料会計に伴う浄化槽汚泥投入分の微増の関係で、全体で前年度より2.9%の増加となっております。

次に、府支出金につきましては、その全額が相楽消費生活センターに係ります京都府消費者行政活性化事業費補助金でございますが、相談員、職員のスキルアップのための研修費参加等に伴いまして、前年度より7.2%増加したものでございます。

以上の要因の結果、歳入総額で前年度より17.2%の減少となったものでございます。

続きまして、3ページの中ほどからの歳出の概要でございますが、第3表、一般会計歳出決算の状況といたしまして、歳出科目の款ごとに前年度との比較を含めまして、内訳を記載してございます。その状況は、3ページ下段からの説明文にございますとおり、主要なものは、構成比順に衛生費、総務費、公債費、商工費の順となっております。

前年度との比較におきます要因でございますが、まず、衛生費のうち保健衛生費では、4ページへ移っていただきまして、休日応急診療所運営に対します特別会計繰出金が、受診者数の減少などの要因で、保健衛生費で前年度より増加いたしております。

また、清掃費では、し尿処理搬入量が減少していますものの、収集運搬委託料改定によります委託料の増加、大谷処理場維持補修費の増加などによりまして、衛生費全体では前年度より5.9%の増加となったものでございます。

次に、公債費につきましては、歳入の分担金と同様に、大谷処理場起債償還で、平成11年度起債の償還が終わりましたことから、前年度より79.8%の大幅な減少となり、大谷処理場の起債償還は、平成27年度で全て終了いたしました。

次に、総務費につきましては、事務局体制には変更がなかったものの、公用車の更新や大ホール用の長机の購入などによりまして、前年度より6.8%の増加となっております。

次に、商工費につきましては、相談員、職員のスキルアップを図るための研修参加を初め、センターの周知を行うための啓発資材の作成などによりまして、前年度より11.5%の増加となったものでございます。

以上の要因の結果、歳出総額で前年度より17.6%の減少となっております。

なお、歳出予算に対します執行率は99.3%でありました。

続きまして、4ページ中ほどからの特別会計の概要につきまして、説明を申し上げます。

まず、歳入の概要でございますが、第4表、特別会計歳入決算の状況といたしまして、歳入科目ごとの款ごとに前年度との比較を含めまして内訳を記載しております。

その状況は、5ページの説明文にございますとおり、主要なものは構成比順に、休日応急診療所収入、財産収入、繰越金となっております。

前年度との比較におきます要因でございますが、まず、休日応急診療所収入では、休日応急診療所運営に対します一般会計からの繰入金、受診者数が減りましたことから、

前年度より増加いたしております。これに伴いまして、うち診療報酬収入では、年末から年度末にかけての受診者数の減少によりまして減少し、休日応急診療所収入全体で前年度より6.4%の減少となったものでございます。

次に、財産収入につきましては、ふるさと市町村圏振興事業基金の元本分、これは変動ございませんが、運用益余剰分の運用収入の変動によりまして、前年度より0.3%増加したものでございます。

続きまして、5ページの中ほどからの歳出の概要でございますが、第5表、特別会計歳出の決算の状況として、歳出の項目ごとに前年度との比較を含めまして内訳を記載してございます。

その状況は、6ページに移っていただきまして、1行目からの説明文にございまして、主要なものは、構成比順に相楽休日応急診療所費、振興総務費、事業費というふうになってございます。前年度との比較におきます要因でございますけれども、まず、休日応急診療所費では、受診者の減少によります薬代、いわゆる医薬材料費の減少などによりまして、前年度より10.6%の減少となったものでございます。

次に、振興総務費につきましては、先ほどの代表理事の説明にあったとおり、基金運用益の事業充当残額をもう全て基金積み立てをいたしました結果、59.9%の増加となったところでございます。

次に、事業費につきましては、前年度より84.9%の減少となっております。

以上の要因の結果、歳出総額で前年度より9.2%の減少となりました。なお、歳出予算額に対します執行率は、93.6%でございます。

また、ふるさと市町村圏事業の平成27年度実績の概要は、6ページの最後に記載の4事業を実施いたしました。

最後に、これまで説明してまいりました平成27年度決算の概要のほか、より詳しい分析の内容や実績数値などをこの説明書7ページから10ページ、また、11ページには市町村分担金の一覧表を記載しております。必要に応じましてご覧いただきたいと思っております。特に、平成25年度決算から取り組みました事業ごとの事務事業評価といたしまして、当組合が抱えております諸課題をはじめ、今後の方向性への考え方を12ページから29ページにかけて記載しております。30ページから60ページには、資料編となっております。参考にさせていただきたいというように考えております。

以上、平成27年度の一般会計及び特別会計決算の補足説明とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長 以上で、議案の説明が終わりました。

次に、決算の審査について監査委員の意見を求めます。

杉浦正省監査委員。

○杉浦監査委員 監査委員の杉浦でございます。

監査委員を代表いたしまして、私のほうから報告をいたします。

既に皆さんの手元には、平成27年度決算審査意見書をお届けしておりますので、十二分にお目通しをしていただいたものと確信しております。したがって、ごく簡単に審査の概要、審査の結果について御報告を申し上げます。

まず第1、審査の概要ですが、審査の対象は、平成27年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算書及び平成27年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算書であります。審査の期日は、平成28年10月11日、火曜日、午後1時30分から午後3時30分まで行いをいたしました。

審査の手続につきましては、決算審査に当たって、相楽郡広域事務組合代表理事から提示されました各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、計数に誤りはないか、財政運営は健全か、財産管理は適正か、さらに予算の執行については、関係法令に従って効率的になされているかなどに主眼に置きまして、毎月実施しております例月出納検査を参考とし、関係諸帳簿及び証ひょう書類との照合、その他必要とされる書類等の提出を求めまして、関係職員から説明を受けるなどして実施いたしました。

次に第2、審査の結果でございますが、審査に付されました一般会計及び相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に基づき作成されており、決算計数は関係帳簿及び証ひょう書類と照合を行いました結果、全て適正に処理されていることが認められました。

なお、2ページ以降、1、決算規模、2、基金の運用状況、3、審査意見をそれぞれ掲載しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございました。

決算審査の報告が終わりました。

これより、質疑を行います。質疑は、1件ごとに行います。

まず、認定第1号、平成27年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定についての質疑はありませんか。

西岡君。

○西岡議員 1点だけ確認したいと思います。

決算書類の中で、財産に関する調書というのがございます。その一番下にありますので、山林、行政財産の関係がございますけれども、1万2,086㎡で、この辺の関係については、経過は余りこちらからは言いませんけれども、恐らく広域の火葬場に関す

る用地ということであろうというふうに理解しているわけですが、取得されました段階での取得金額、それから、今後、やはり広域の火葬場について、そろそろやはり広域事務組合として判断すべき時期に来ているというふうに私は思うのです。やるのかやらへんのか、また、場合によってはやるかやらんかについて、やはり検討する時期だと、そういうふうに思うわけですが、その辺について、代表理事としての考え方、また、事務局としての考え方について説明していただきたい。

○議長 答弁を求めます。

事務局長。

○福田事務局長 西岡議員の質問に答えさせていただきたいと思います。

私ども事務組合の仕事の範囲の中には、5市町村の広域行政の調整事務もあるわけで、その中に従来からの懸案であります火葬場の建設、そういったことは検討課題ではあるわけですが、具体的にこれまでの各市町村議会での一般質問等の経過なんか私ども聞かせていただいておりますけれども、5市町村の共通課題として、認識はしておりますが、今のところ具体的な進展を見ていないのが現状でございます。引き続きまして、理事会でも十分この問題につきましても取り組んでまいりたいと思いますが、現時点での具体的な取り組みというのは、広域事務組合の中ではやっていないのが現状でございます。

○議長 ほかにありませんか。

西岡君。

○西岡議員 質問の一つに答えていただけてないんですけど、いわゆるその取得金額はいくらであったのかと。

○議長 もっと大きな声で。

○西岡議員 取得金額。

○議長 答弁を求めます。

事務局長。

○福田事務局長 決算書の17ページの財産の山林の部分の御質問です。

今、手元に資料がございませんので、もし、休憩をいただけるのだったら、この間には調べさせていただきますが、いずれにしてもこの土地の部分については、大谷処理場の関連施設というところでの取得を平成12年度にさせていただいた経過がございます。そのとき別に火葬場をつくるがための施設ではなくて、大谷処理場の関連施設というところでの取得をさせていただいたということでございますので、取得金額はすぐわかりますが、ちょっと手元に資料が持ち合わせてございませんので。

○議長 西岡君。

○西岡議員 取得金額の関係は、後で言っていたら結構だということでした。

ます。

先ほど、事務局長のほうから、いわゆる広域事務組合、5市町村の共通の課題であるということを言われました、火葬場の問題。そのとおりなのですが、やはりやるのかやらないのか、これは検討しないと。したがって、私はぜひともこの問題については、採算の問題も含めて検討していただいて、一定の方向性を出してほしいということをお願いしておきたいというふうに思います。何かあったら代表理事、答弁してください。

○議長 代表理事。

○木村代表理事 これについては、前任者から引き継いでいるわけではありませんけれども、それぞれ構成市町村のやっぱり思い、そしてまた、緊急課題としては事業化すべきだという大きな動きがあれば別ですけれども、そうでないということもあります。事業化しても採算がどうなのかということも当面の間は、近隣の火葬施設で今現在、お断りもないという状況の中では、このままでしばらく様子を見る以外にないのではないかなというようなことも聞いておりますので、今の段階ではないと、そういう方向でございます。

○議長 西岡さん、もう3回目。

ほかにありませんか。

西山さん。

○西山議員 2つ質問したいと思います。

いつも言わせていただいていますけれども、成果の説明書で言いましたら、13ページになります。要望活動ということで、この間、行われたということで資料のほうもいただいていますけれども、し尿処理施設の改修工事に関する支援ということで、こちらのほうも待ったなしだと思うのです。監査委員さんのところの部分でも指摘されていると思うのですけれども、どのような形で今回、平成27年度一定進んだかということをお聞かせいただきたいと思います。

2つ目です。16ページ、相楽会館の管理運営費。こちらのほうも前年度も指摘もさせていただきましたときに、今日も皆さんわからなかったと思いますけど、電気のかげんの話と、それと会館自体の話です。こちらのほうの先ほど説明があったように、代表理事のほうからの御説明があったみたいに、管理の部分で広域圏幹事会というんでしょうか、今後のあり方ということで、一定の会議をもたれているということでしたけれども、この間ちょっと同じ状態です。指摘させていただきます。電気だけではなくて、この会館自体の耐震という部分でも問題があると思っています。その部分がどういうふうになっているのかその2点、ちょっと昨年度はどこまで進んだか、どのような形になったのかというのを知らせてください。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 西山議員さんの2点の質問であります、ちょっと私も聞きにくく、間違ったらまた御指摘ください。

1点目は、大谷処理場の改修の進捗状況ということでよろしいでしょうか。

○西山議員 はい。

○福田事務局長 先ほどの冒頭の代表理事の挨拶の中にも、今日も資料を提出させていただいておりますが、基本構想、そして昨年度、生活排水基本計画、そして今年、長寿命化総合計画を作成しております、作成のスケジュールは本日の資料でお示ししたとおりでございますけれども、今後、現大谷処理場が平成13年から供用開始して15年経過しており、76キロの施設でございます。先ほどの代表理事もありましたように、施設の要処理量が半分の量で済むぐらいの量に下水道の進展によってなっていると。また、施設自体も老朽化しているというところで、現状、長寿命化計画の中では、大谷処理場の現状調査、そして、施設の保全計画、ここまでは一応、完了しております、今後、12月、1月にかけて、延命化計画の着手に入ってきます。この延命化計画の中で、将来15年先までこの施設を延命させていこうと、そういうことになってこようと思っておりますが、どの機器を修理をすればいいのかということもですね、また、焼却炉を更新していくのか、焼却炉を廃止するのかというような方策を出しまして、15年先までのトータルコストなんかも比較検討しながら、どういう形で工事を進めるかというような延命化計画を12月ぐらいに作っていこうと。そのときに構成市町村の担当課長に集まっておきまして、具体的に検討に入ることとでございます。いずれにしても、大谷処理場は、5市町村で今後とも必要な施設ということの見解の中で、循環型社会形成推進交付金の交付対象の交付条件ということになりますと、二酸化炭素等の削減も求められてくることから、幅広い検討を今年度やっているとございます。そして、順調に行きましたら、来年は地域計画というところの計画を予定はしておりますけれども、いずれにしても、地元木津川市山城町上粕地区への説明、また、そういった処理方式等を検討しなければなりませんので、この辺は資料が出てきた段階で検討し、また、報告書をまとめるに当たりましては、議会のほうにも説明をさせていただく機会を持たせていただきたいと考えているところであります。

2点目が、相楽会館の関係でございますけれども、進展が見ないということの報告をしておりますけれども、今年、平成28年4月、8月、そして10月と3回、広域圏幹事会で議論をし、検討をしてまいりましたが、現時点で結論は出ておりませんで、必要最小限の経費で現状の大ホールの貸館を続けていこうというふうなところで今、最終的に調整を図っているところでございまして、特に御指摘の大ホールの電気のLED化とかそういったところできていない現状で、必要最小限の経費で貸館を続けるというふうなところで今、検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長 西山さん。

○西山議員 説明をありがとうございます。

2月に決まりましたら教えていただけるかと思います。

2つ目の会館の分です。必要最小限でということで、今回、決算で見ましたときには、その貸館のほうはかなり減っているということが出ていると思うのです。これに関しては、どのように捉えられているのか、そこの部分の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 お答えします。

年々ですね、利用が減っております。貸室はこの大ホールのみでございますので、1階部分は全てもう事務所、診療所に変更しておりますので、貸室はこの大ホールのみになりまして、利用は減っております。これは、利用がしにくいので遠慮されているといったところはちょっと認識はしてないのですけれども、5市町村の貸館、文化ホールやそういう施設、これはもう整備された中で事務組合で貸館を運営していかなければならないのかという出発点に立ちまして、4月の幹事会はスタートし、4月の段階では貸館業務は広域ではもう不要ではないかと、もう役割は終わっているのではないかというような御意見が、これはもう全体的な5市町村の総意的な意見はありましたが、今でも若干ですけれども、木津高校や、京都府とか、各種団体が使っている状況もございまして、今すぐ廃止というのはなかなか難しいので、お金をかけない中で貸館を続けていったらどうかというのが今の現状でございます。事務組合の事務として、貸館業務が必要かということになりますと、5市町村の中ではそんなに必要性を感じてはもらえませんけれども、なかなか経費が、その修繕費などを出せない状況の中で、最小限の修繕の中で貸館は続けていったらどうかというのが、今現在の結論ではありません。

以上です。

○議長 ほかにありませんか。

これで質疑を終わります。

続きまして、認定第2を、平成27年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑はありませんか。

西山さん。

○西山議員 はい、すみません。2点あります。

先ほど、事業のほうで振興事業がこの平成27年から経費を出すのではなく事務面でお手伝いをするという形になったと思うのです。そこの部分で、ちょっと寂しいかなというふうに私は思っているのですけれども、今回、その中で何か意見が出たかどうか、

そこをちょっと教えていただきたいと思います。

2つ目は、休日応急診療費の部分です。今回、患者さんが少なかったのも、それで収入も全て経費も少なくなっているということなのではございますけれども、その部分は改良できる部分があるのかどうか。私自身は先ほども申し上げたみたいに、建物の部分ではちょっと不満はありますけれども、山城総合医療センターのほうも日曜日とかは、やっぱり救急搬送が少なくなっていると。それは、この休日診療所のメリット、メリットじゃないですよ、いい結果が出ているのではないかという認識を持っていただいているようですよ、その部分で今後の課題となるのかどうか、その2点教えてほしいです。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 西山議員さんの2点の質問でございます。

1点目は、ふるさと市町村圏事業での従来から事務組合でやってました「相楽の文化を創るつどい」が2月に、これは定着しておりますけれども、各議員さんにも御案内をし、見に来ていただいているのが実情でございますけれども、ここ数年は、補助金はもう出しておりませんで、20回記念までやっております。今年24回ですので、ここ4年自主運営といいますか、財源的には京都府の補助金、出演者自らの出演料と、あと、企業からの助成、ここらあたりでやっておられるのが現状でありまして、我々事務局は事務的な支援にとどまっていこうというのが現状であります。しかしながら、会場も費用がないということで、ここ数年は精華町のかしのき苑で開催されてますし、来年の2月は同じく精華町のむくのきセンターでやられるということで、木津川市のアスピアやましとか、あじさいホール、また、南山城村のやまなみホール等で過去はやっていたのですが、貸室のお金で7、8万円、それから人件費で20万円から30万円かかるということで、なかなかこの分が出ないということが現状でありまして、かしのき苑につきましては、貸室料を全額免除していただいたりとかいうような待遇をしていただいた中で、かしのき苑でやっていただいているような現状であります。参加者といいますか、実行委員のメンバーからは、具体的な声としましては、自ら文化を発展させたいという気持ちの方ばかりですので、不満的な声は聞いておりませんが、意見としましては、お茶の京都博を初め、文化庁の誘致、また、文化振興というのは心のよりどころであるところとところが縮小されるのは、気持ち的に寂しい思いはしているというのは聞いていますが、実際、文化のつどいを24回も続けていただいているというのは大変喜んでいてございまして、参加者、集客も含めまして、昨年から消費生活センターとのタイアップということで、落語とタイアップしたり、今年はミュージカルとタイアップするといったところで、私どもの事業ともタイアップしながら、お客さんにたくさん見てもらおうというような知恵を出しながらサポートさせていただいているのが現状でございます。

それから、休日診療所の改善ということで、赤字分は5市町村の分担金となっているわけでございますけれども、これも毎年、年度当初、11月議会でも説明はさせていただいて、また、代表理事も再三、答弁させていただくと同様にあるのですけれども、やはりこの事業は、医師会の協力なしには進められない事業でありまして、医師会の全面的な協力で進めているのが現状であります。そういう中で、なるべくPRというところでは、保健所の健康づくりのイベント、消防フェア等を通じてPRをさせていただいているのが現状でございます。また、チラシ、ポスター、カード等を医師会会員の診療所に置いていただいたり、各市町村を通じまして、関係機関に配っていただいたりということでのPRはさせていただいておりますけれども、内科、小児科の診療科はあげておりますけれども、診察の先生によっては、内科の日であれば小児科が診れないとか、小児科の日であれば内科が診れないというのが現状でありまして、このことは、休日診療所で診て、必要に応じて山城医療センターに紹介するなりということは議会からも質問があるということで、医師会の協力は求めておりますが、医師会のほうの先生方としましては、まず最近、各診療所に行かれる患者さんの状況でも、若い方が特にそうらしいのですけれども、専門医に診ていただきたいという声があったりとか、一旦、休日診療所で診てしまいますと、まずそこで医療費が発生し、また、紹介をしますと次の病院でも医療費が発生するということで、なるべく重症とか診れない患者につきましては、電話で詳細を聞き、適切な医療機関に紹介をするというような方法というのが患者にとってもいいのではないかと御意見もあったのは事実でございます。そういうところで、医師会の協力も求めながら、進めていきたいとこのように考えているところでございます。ただ、今後とも、5市町村の負担を減らす努力というのは必ずやっていきたいと考えております。

○議長 西山さん。

○西山議員 ありがとうございます。

ちょっとこの間、文化のつどいは、精華町の会場がよくあるなというのは、何でかなということだったんです。会場費のかげんもあるということで、ただし、ほんとに文化を発信していくということで続けてもらいたいですし、相楽の中でということで、できるだけ援助をしてあげたらと思っていますけれども、そこがなかなか難しいところだなとは思っています。今後も補助ではないですけれども、側面支援で、それはちょっとお願いしたいと思えます。これはもともとその基金の利息というところの部分から始まっておりますけれども、基金ももう言っている間に満期を迎えますし、その部分はあえて難しいかなと思ってお願いだけになりますけれども。

あと、休日応急診療所のほうなのですけれども、ほんとに日々努力してもらって、ちょうど周知するためにティッシュを配っているところを見かけたと言って、病院のほう

の事務局長がおっしゃっていたのですが、かなり配っていて、特に木津川市の利用の方が多いということも聞いています。負担金の部分でも、今後のことも考えていかなあかんとは思いますが、これも含めてあり方というか、今後、課題かなとは思っています。これはもう意見としてお伝えするだけなのですけども、考えていつていただきたいと思っています。

○議長 ほかにありませんか。

宮崎さん。

○宮崎議員 少し西山議員と同じようなくりになるかもしれないんですけども、ふるさと市町村圏振興事業についてお伺いしたいのですけども、今、検討されていると、何回か幹事会ではいろんなお話が出ているかと思うのですけれども、その幹事会の委員で、実際どういった方向性に進みつつあるのかということがまず1点。

そしてその次に、先ほども言われたのですけれども、平成28年度の消費生活講座開催状況を見ていますと、第2回目のときに日本遺産の「日本茶800年の歴史散歩」、こういう講座も入れてらっしゃるわけなのですけど、本来、こちらの広域事務組合のところは、ふるさとのよさを発信するという、ふるさとのよさを皆さんにわかってもらうために、今そういう事業も含まれていると思うのですけれども、今後もこのふるさと市町村圏振興事業としての開催ではなく、こういった形の消費生活の講座みたいなところを通してのふるさとのよさの発信ということと、あとは、ホームページでの発信、そういうところでしかなされないのかどうかをお伺いしたいのですけれども、思いとしては、来年はこちらの相楽のところでありますと、お茶の京都博がありますので、今後そういうことを考えて、決算を踏まえてどのように対処されているのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 宮崎議員さんの御質問でございます。

1点目が、ふるさと市町村圏事業の検討、今年度の検討状況ということで説明させていただきますが、5市町村の企画担当課長の幹事会で、4月、8月、10月と3回検討しております。まず、論点は2つありまして、1つは従来からの広域行政、先ほど西岡議員が火葬場はということがありましたけども、そういったことも第2次ふるさと市町村圏計画の中で位置づけをして、単独ではできない事業を5市町村の事務組合で振興を進めていくといったことが我々のこの事務組合の事務の中にありますので、検討してまわっているわけございまして、そういった広域的な5市町村共通課題を解決する調整機能を残すのか、残さないのかということです。あと、基金が来年の3月末に満期が来るということです。今、御承知のとおり、ゼロ金利政策が続いておりますので、今、参考見積もりで、京都銀行や南都銀行で見積もりをいただいても0.01%とかいうのが

標準になりまして、ほんとに7億円預けても年に利息が10万円程度であります。利息でソフト事業をするという時代ではないので、実際、今論点は、まず、広域行政のあり方をどうするのかということと、基金を継続して積んでいくのかということなのです。積んでいったらどういった共同処理事務、今の共同処理事務、いわゆる休日診療所や大谷処理場や消費生活センター、会館もそうですけども、こういう以外に、ほかに新しい共同事務を5市町村でやっているようなそういう目標みたいなものがあるのかなのか、そういうことをそれぞれの市町村のほうで、内部で検討していただいて、それを集約する段階が来ておりまして、まだ、結論に至っておりませんが、各市町村に一応、それぞれの考え方を出示していただいているということです。この広域事務組合という組織を使って、相楽を一つで進めていく事業はどんな事業なんだろうというところを今、出し合っているところでありまして、全部揃っていないのが現状であります。

そういう中で、基金の満期を迎える今年度、それと、この第2次ふるさと市町村圏計画が、平成29年度末で平成20年5月に作りました10か年が満了するということから、この計画の中に位置づけてふるさと事業や休日診療所事業もやっておりますので、計画そのものがなくなってしまうと、事業そのものができなくなりますので、この取り扱い、これら当たりをどうしていくのかというところを今、まさに幹事会で議論しているところです。結論をつけるまでにはもうちょっと時間がかかるというところで報告させていただきます。

あと本来、相楽の西と東の交流、また、学研都市の波及を東部、また、東部のそういう自然を学研都市の皆さんに感じてもらうという事業を広域事務組合で、まさにやっていたのですが、その事業のところは今、一応、方向性が今定められていないということで、事業実施ができてなくて、その分、基金積立てしているのが現状で、私どもの思いとしては、やっぱりそういう事業というのをやっていきたいというふうに消費生活センターの消費生活講座の中に和東茶のよさを知ってもらう、また、学研都市を見てもらうというツアーを企画させていただいて、好評を得ていますので、住民全て消費者ですので、常に食べている物やお茶というもののよさを感じてもらうという、産地に行って、話を聞いてという事業は、本来ふるさと事業ではあるのですが、消費生活センターの事業でやらせていただいているというのが現状でございます。ふるさと市町村圏事業でできなかったとしても、そうした消費生活センターの業務範囲の中で、相楽一体的に事業は進めていきたいなということで、来年度も計画しているところであります。

以上です。

○議長 宮崎さん。

○宮崎議員 今の説明ありがとうございました。

こちらは広域行政を持ってらっしゃいますので、ほんとに相楽全体を通して、今までと違う相楽のよさを伝えていくというノウハウもおありかと思しますので、これからもできるだけそういった取り組みを進めていただきたいと思いますので、そういった方向性をこれからも進めていっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長 これで質疑を終わります。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

討論はなしと認めます。

これより採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

まず、認定第1号、平成27年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この裁決は、挙手によって行います。

原案のとおり、認定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長 挙手全員であります。

よって、認定第1号、平成27年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号、平成27年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、挙手によって行います。

原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長 挙手全員であります。

○西岡議員 私挙げてません。異議あります。

○議長 挙手多数であります。

よって、認定第2号、平成27年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

日程第8、議案第9号、相楽郡広域事務組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事。

○木村代表理事 それでは、議案第9号を提案させていただきます。

議案第9号、相楽郡広域事務組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に

関する条例の一部を改正する条例について、相楽郡広域事務組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別添のとおり定めます。

平成２８年１１月２１日提出、代表理事。

提案理由でございます。

行政不服審査法の全部改正に伴い、手続において裁決の客観性・公平性を高めるために、審査請求の審理を行う「審理員」に審理を主宰させることとなります。審理員につきましては、処分の決定に関与した職員は除斥されることとなり、本組合職員の３人は全ての職員が処分の決定に関わるため、審理員となることができないことから、弁護士を外部登用するものいたします。つきましては、この審理員報酬を１件に月１２万円とするため、所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明させますので、よろしく御審議の上、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

終わります。

○議長 提案理由の説明がありましたが、補足説明を求めます。

事務局長。

○福田事務局長 事務局長の福田でございます。

それでは、議案第９号、相楽郡広域事務組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明を申し上げます。

先ほどの代表理事からの提案説明にもございましたとおり、行政不服審査法の全部改正におきましては、審理手続の公平性・透明性を高めるため、審査請求に係る処分に関与した者以外の者の中から審査庁が指名する審理員が審査請求を行うこととなりましたことから、外部登用の審理員、具体的には京都弁護士会を通じまして弁護士を紹介していただき、非常勤特別職といたしまして任用するために条例の一部を改正するものでございます。

なお、相楽管内の状況を調べましたところ、現時点で審理員を外部登用することとして条例改正をされた団体は、精華町のみでございまして、私どもの条例につきましても、報酬額等につきましても、精華町と同額で条例化させていただいていることをつけ加えまして、議案第９号の補足説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長 以上で、議案の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長 なければ、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論をなしと認めます。

これより採決を行います。

議案第9号、相楽郡広域事務組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第9号、相楽郡広域事務組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

10分間、休憩します。

(休憩)

○議長 再開します。

日程第9、議案第10号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事。

○木村代表理事 それでは、議案第10号を提案させていただきます。

議案第10号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別添のとおり定めます。

平成28年11月21日提出。代表理事。

提案理由でございます。

一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与については、平成28年8月8日に人事院勧告がなされ、10月14日に閣議決定、11月16日に改正給与法が成立したところでございます。

本組合職員の給与につきましても、国家公務員に準拠していますことから、国と同様に月例給及び勤勉手当を改定する必要があるため、職員の給与条例の一部を改正するものでございます。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明をさせますので、十分御審議の上、原案のとおり可決賜りますよう、お願い申し上げます。

終わります。

○議長 提案理由の説明がありましたが、補足の説明を求めます。

事務局長。

○福田事務局長 事務局長の福田でございます。

それでは、議案第10号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明を申し上げます。

先ほどの代表理事からの提案説明にもございましたとおり、本組合職員の給与につきましては、国家公務員に準拠してることから、国における人事院勧告と同様に、所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、給料表を平均0.2%引き上げ、特に1級の初任給を1,500円引き上げ、若年層についても同程度の改正、そのほかはそれぞれ400円程度の引き上げとなっております。

また、賞与につきましても民間の支給割合に合わせまして4.20月分から4.30月分に変更いたします。施行期日につきましては、月例給、給与表は平成28年4月1日から遡及適用し、賞与につきましては公布の日とさせていただきます。

なお、この条例に関係します職員数につきましては3名でございます。

以上、議案第10号の補足説明とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長 以上で、議案の提案理由が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 なければ、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第10号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを裁決します。

この裁決は、挙手によって行います。

原案のとおり、決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第10号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第11号、平成28年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事。

○木村代表理事 それでは、議案第11号を提案させていただきます。

議案第11号、平成28年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第1号）について。

平成28年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第1号）を別添のとおり定めます。

平成28年11月22日、提出。代表理事。

それでは、提案説明を申し上げます。

今回の一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万1,000円を追加し、補正後の総額を3億6,525万1,000円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の内容でございますが、まず、歳入につきましては、繰越金は25万1,000円の増となっております。

次に、歳出では、総務管理費で25万1,000円の増となっております。

以上、平成28年度一般会計補正予算（第1号）の概要を申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明をさせますので、御審議の上、原案のとおり可決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 提案理由の説明がありましたが、補足説明を求めます。

事務局長。

○福田事務局長 事務局長の福田でございます。

それでは、議案第11号、平成28年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第1号）につきましの補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、先ほど、可決をいただきました2件の条例の改正内容を踏まえまして予算措置をするものでございます。

それでは、歳出から説明申し上げますので、予算書5ページをお願いいたします。

なお、具体的な説明は、1枚目のところで、平成28年度一般会計補正予算附属資料、こちらをもちまして説明をさせていただきますので、あわせてご覧いただきたいと思います。

総務費、総務管理費、一般管理費の事務局運営共通費で、25万1,000円の増額補正でございます。これは、事業目的の欄に記載しておりますとおり、まず、議案第9号で可決をいただきました「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する

条例の一部改正」を受けましての審理員を外部登用するための報酬、1件分、12万円の増額でございます。

次に、議案第10号で可決をいただきました「職員の給与条例の一部改正」を受けまして、給料1万5,000円及び職員手当等、1万6,000円の3人分の職員の給料の増でございます。

以上が歳出でございます。

続きまして、議案第11号の歳入を申し上げますので、最初の4ページをお願いいたします。

歳入では、先ほど申し上げましたとおり、歳出のそれぞれの財源といたしまして、前年度繰越金25万1,000円を充当するものでございます。

以上、簡単でございますけれども、議案第11号の補足説明とさせていただきます。

どうかよろしくお願いいたします。

○議長 以上で、議案の提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長 なければ、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第11号、平成28年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第1号)について採決します。

この裁決は、挙手によって行います。

原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第11号、平成28年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成28年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会を閉会します。

本日は、長時間にわたり、慎重に御審議を賜り、大変ありがとうございました。

これからは、各市町村議会の定例会等で何かと慌ただしい時期を迎えようとしております。また、寒さも日増しに厳しくなっております。議員の皆様及び理事者の皆様の今後ますますの御健勝と御活躍を御祈念申し上げ、本日は大変御苦勞さまでした。

(午後 3 時 5 5 分 閉会)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

相 楽 郡 広 域 事 務 組 合 議 会 議 長 杉 岡 義 信

相 楽 郡 広 域 事 務 組 合 議 会 副 議 長 倉 克 伊

会 議 録 署 名 議 員 宮 崎 睦 子

〃 森 田 喜 久